

# 東京都建築物等における多摩産材等利用推進方針

平成 18 年 12 月 5 日付 18 産労農森第 483 号  
改正平成 23 年 11 月 4 日付 23 産労農森第 452 号  
改正平成 30 年 12 月 25 日付 30 産労農森第 905 号  
改正令和 4 年 8 月 5 日付 4 産労農森第 600 号

## 1 目的

この方針は、東京都内の建築物及び工作物（以下「建築物等」という。）の整備における多摩産材をはじめとする国産木材（以下「多摩産材等」という。）の積極的な利用を促進するため、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号。以下「法」という。）」第 11 条第 1 項の規定に基づき、「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（令和 3 年 10 月 1 日木材利用促進本部決定）」に即して、法第 11 条第 2 項に掲げる必要な事項を定めることを目的とする。

## 2 用語

本方針に使用する用語の定義は次のとおりとする。

### (1) 建築物

建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 2 条第 1 号に規定する建築物をいう。

### (2) 公共建築物

都が管理を行う建築物（外構を含む。）をいう。（都の委託により管理される建築物を含む。）

### (3) 建築

新築、増築、改築又は改修をいう。

### (4) 木造化

建築物の主要構造部（柱、屋根、壁、床、梁等）の全部又は一部に木材を使用することをいう。

### (5) 木質化

建築物の内装及び外装の全部又は一部に木材を使用することをいう。

### (6) 公共工作物

都が事業主体となり施工する道路、河川、公園、上下水道等に係る工事により整備される工作物をいう。

### (7) 多摩産材

多摩産材認証協議会が定める制度により認証された木材をいう。

### 3 木材利用の意義

森林は、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給などの多面的な機能を通じて国民生活及び経済の安定に重要な役割を担っている。この森林の機能を高度に発揮させるためには、伐って、植えて、育てるという森林の循環に加え、木材の利用が不可欠である。そのため、木材の大消費地である東京における国産木材の利用拡大は、林業・木材産業の持続性を維持し、日本各地における森林の適切な整備や山村をはじめとする地域経済の活性化にも資するものである。

また、木材は、製造・加工に必要なエネルギーが他の原料に比べて少ない資源であり、エネルギー源として燃やしても大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えない「カーボンニュートラル」の特性を有する。加えて、木材は断熱効果、調湿効果、吸音効果のほか、人の心を和ませる効果などの特性も有しており、建築物に利用することで快適な生活空間を創出する。

こうしたことから、建築物等における木造化及び木質化等による木材利用を促進し、多摩産材等の利用拡大を図ることにより、森林の適切な整備を促進することは、脱炭素社会の実現や都市における快適な都市空間の形成、地域の経済の活性化等に貢献する。

### 4 東京都内の建築物等における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

東京都は、3の木材利用の意義を踏まえ、以下により、建築物等における多摩産材等の利用の促進に努める。

- (1) 木造建築物の設計及び施工に係る先進的な技術の普及等の促進
- (2) 住宅における多摩産材等の利用の促進
- (3) 法第15条第1項に規定する建築物木材利用促進協定制度の活用
- (4) 公共建築物等における木材の利用の促進
- (5) 多摩産材等の利用の促進の啓発

### 5 東京都内の公共建築物等における木材の利用の目標

東京都内の公共建築物等の整備を実施するに当たっては、積極的に木材を利用した方法を採用し、多摩産材の使用に努めるものとする。あわせて、国産木材の利用拡大の観点から、大規模に木材を使用する場合や、多摩産材の供給の不足が見込まれる場合等は、国産木材についても積極的な使用に努めるものとする。

## 6 東京都内における建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保に関する基本的事項

東京都は、森林の循環に繋がる森林整備はもとより、林内路網の整備や施業の集約化などにより、多摩産材の需要に対応した木材の安定供給に努めるとともに、多摩産材のコストの縮減や、多摩産材の高付加価値化、流通及び製品等に関する情報提供に取り組む。また、多摩産材等の需給拡大に向けて、需要者との情報交換を行うよう努める。

## 7 その他東京都内の建築物等における木材の利用の促進に関し必要な事項

### (1) 区市町村による取組への協力

東京都は、区市町村に対して、多摩産材等の利用推進の取組への協力を依頼するとともに、法第12条第1項に規定する区市町村の区域内の建築物における木材の利用の促進に関する方針を定めた上で積極的に木材を利用する区市町村に対して、木材の調達について情報提供をするなど、木材の利用に取り組みやすい体制整備の支援に努める。

## 8 その他

本方針の具体的事項は、「東京都建築物等における多摩産材等利用推進方針の運用」に定める。